

秋田県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年4月28日

秋田県収用委員会会長 面山 恭子

- 1 起業者の名称
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
上記代理人 東北地方整備局長 山本 巧
- 2 事業の種類
一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (平方メートル)		収用し、又は使用しようとする土地の面積 (平方メートル)	
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
秋田県にかほ市象潟町大砂川字北田免	58番	原野	山林	784	784.60	73.01	9.43

- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明。
ただし、登記名義人（亡）佐々木タケ（戸籍上鈴木タケ）の法定相続人
鈴木 慶二
にかほ市三森字午ノ浜105番地
鈴木 テル子
にかほ市三森字午ノ浜105番地
平山 スミ子
新潟県新潟市中央区上近江三丁目3番3-701号
富田 すず子
千葉県八千代市大和田321番地37
佐藤 光子
東京都江戸川区松江二丁目3番20号
小林 さつき
東京都江戸川区東小松川二丁目28番22号
佐藤 政浩
東京都文京区白山五丁目7番9-302号
佐藤 信二
東京都葛飾区青戸六丁目23番21号 ハイツニュー青戸202号
佐藤 亮子
にかほ市平沢字長磯27番地10
佐藤 知美
にかほ市平沢字長磯27番地2
佐藤 貴宏
北海道札幌市北区北十九条西二丁目1番30-402号
中村 トキ子
千葉県船橋市夏見台四丁目19番4棟612号
佐藤 三夫
神奈川県藤沢市羽鳥五丁目6番24号
高橋 政勝
千葉県市川市若宮三丁目52番6号

高 橋 勤

千葉県市川市若宮三丁目52番5号
の全員若しくは一部の者

又は

佐々木 重 榮

にかほ市象潟町関字立石24番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和5年4月18日